

—著作物—

設計図の保護

会員 峯 唯夫*

【相談】

クライアントから「設計図をコピーされ模倣品を製造されている。著作権で対処できないか」との相談を受けています。どのように対応したらよいでしょうか。

【相談解説】

1. 設計図の著作権法上の位置付け

(1) 著作物性

設計図は創作的に表現されたものであれば著作物として著作権法で保護される。

設計図は、「学術的な性質を有する図面」(10条1項6号)として著作物足り得るものと解されている。しかし、全ての設計図が著作物として保護されるものではない。著作物とは「思想又は感情を創作的に表現したもの」(2条1項1号)であるから、著作権法で保護される設計図は「創作的に表現されたもの」に限られることとなる。

創作的に表現されたものに限られる、ということとは、誰が書いても同じようになる設計図は著作物ではない、したがって著作権法では保護されない、ということである。この点は設計図に限ることなく、著作物が「創作的な表現」を保護するものである以上、全ての種類の著作物に要求される要件である。言語の著作物においても、ありふれた言い回しにとどまっているものは著作物性が否定されている(「ラストメッセージ in 最終号」東京地判 H7.12.18 など参照)。

設計図に著作物性が認められる所以は、設計図としての創作的な表現である。したがって、「設計図の著作物に関して著作権侵害の成否を判断するに当たっては、あくまで創作的な表現と評価することのできる図上の表記の仕方が共通しているか否かを基準としな

ければならない。設計図に具現された機械等の技術的思想の共通性をもって、類似性を肯定することは許されないのである。しかも、設計図にあつては、機械を図面に表記しようとする、どうしてもそのような表現を採らざるを得ないところが少なくない。そのようなところが共通していたとしても、創作的な表現が再生されたことにはならないから、類似性を肯定することはできない。」こととなる(田村「著作権法概説・第2版」有斐閣、97頁)。

設計図は情報伝達を一義的な目的とするその性格上、設計図を読んだ技術者がだれでも同一の情報を取得することができなければならない。したがって、設計図に創作的な表現が取り入れられる範囲は極めて限定的である。限定的な範囲であるにしろ、設計図に表現された創作的な表現故に著作物性を獲得することとなる。設計図と同様に情報の正確な伝達を一義的な目的とする地図においても同様に考えられている(「富山住宅地図事件」富山地判 S53.9.22)。

設計図の著作権による保護は難しい場合であっても、その設計図が「営業秘密」であれば不正競争防止法による保護を受けることができる可能性がある(不正競争防止法2条1項4号～9号)。不正競争防止法によれば不正の手段により取得した営業秘密を使用する行為が規制されている。実務上、著作権による保護を期待するよりもこちらの方が有効な場合が多いように思われる。設計図を第三者に頒布する場合、守秘義務契約を締結することが重要であろう。

(2) 著作権の効力

著作物性が認められる設計図は、著作権法の規定により著作者人格権、著作権(財産権)により保護され

* 日本弁理士会 H17年度著作権委員会
実務ガイドライン作成部会

ることとなる。

弁理士の業務において、設計図の著作権に基づき相手方の行為を差し止めたい、という相談を受ける場合、その多くは相手方の商品や機械などの「物」の製造販売を差し止めたい、という相談が大多数であろう。しかし、設計図の著作権に基づいて相手方における「物」の製造販売を差し止めることはできない。

複製権は著作物を複製する権利（21条）であって、その効力は設計図自体の複製に止まり、設計図に基づいて物を製造することは含まれない。また、翻案権（27条）にも含まれないと解されている。

したがって、設計図に著作権が認められた場合においても、著作権に基づいて差し止めが可能な行為はせいぜい相手方における設計図のコピーに止まるのであって、おそらく相談者の期待する効果は得られないことになると思われる。

相手方の「物」の販売の差し止めを望む場合は、不正競争防止法2条1項3号（形態模倣禁止）の規定の適用を検討する必要がある。

相手方が複製された設計図に基づいて製造した「物」は相談者が製造販売する商品と形態が同一であるはずであり、複製した設計図に基づいて製造しているから「模倣」に該当する。ただし、この規定は「販売」は対象とするが「製造」「使用」は対象としていないことに留意する必要がある。

なお建築の著作物に関しては、建築に関する図面に従って建築物を完成することが著作物の複製に含まれるとされている（2条1項15号ロ）ので、他人が設計図を不法にコピーし、その設計図に基づいて完成させた建築物は、建築の著作物に係る著作権の複製権侵害と位置づけられる。しかしながら、この規定は建築の著作物にのみ係るものであり、建築の著作物以外について同様に考えることはできない。またこの規定は建築に関する図面に著作物性を認めたものでもない。

2. 判決例

① 装飾窓格子事件・著作物性否定

（東京地判 平成4年1月24日、平成2年（ワ）第13281号）

本件各図面は、いずれも図柄が記載されているだけでなく、詳細な寸法が記入され、また円弧状の図柄部分についてはその半径の数値等も記入されたり、その断面図が記載されたり、製品製造上の指示説明が記載されているものもある等、建築物の外装用資材として使用される装飾窓格子、フェンス、門扉等を大量生産するための原図若しくは設計図として製作されたものである。[中略] 右認定の事実によれば、本件各図面は、建築物の外装用資材として使用される被告製品の原図ないし設計図として大量生産に適するような考慮も払われて製作されたものであり、また、現に、本件各図面に基づいて被告製品が大量に製造され、販売されているものであって、本件各図面は産業用に利用されるものとして製作され、現にそのように利用されているのであるから、本件各図面は文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属しないものであり、著作権法にいう著作物に該当しないものというべきである。

② スモーキングスタンド事件・著作物性否定

（東京地判 平成9年4月25日、平成5年（ワ）第22205号）

工業製品の設計図は、そのための基本的訓練を受けた者であれば、だれでも理解できる共通のルールに従って表現されているのが通常であり、その表現方法そのものに独創性を見出す余地はなく、本件設計図もそのような通常の設計図であり、その表現方法に独創性、創作性は認められず、本件設計図に表現された什器の実物そのものは、大量生産される実用品であって、著作物とはいえないことを考え合わせると、本件設計図を著作物と認めることはできない。

③ 丸棒矯正機事件・著作物性肯定

（大阪地判 平成4年4月30日、昭和61年（ワ）第4752号）

1. 原告本件設計図は、原告の設計担当の従業員らが研究開発の過程で得た技術的な知見を反映したもので、機械工学上の技術思想を表現した面を有し、かつその表現内容（描かれた形状及び寸法）には創作性があると認められる（甲1の1～5、証人A、鑑定）。したがって、原告本件設計図はそれぞれ丸棒矯正機に関する機械工学上の技術思想を創作的に表現した学術

的な性質を有する図面（著作権法10条1項6号）たる著作物にあたるというべきである。但し、原告の主張中の、ハイドロナットの使用や、サイドフレームを使用した三層構造を採用したこと、[中略]パイオネット構造において四山を採用したことに関し、それらの構造を採用するという技術的思想そのものは、要件を満たした場合に特許法ないし実用新案法により保護されるべき性質のものであり（その意匠が意匠法により保護される場合もある）、著作物として保護されるのは、その表現（図示された形状や寸法）であると解される。

2. しかしながら、原告クラウンフレーム図と原告ベッドフレーム図についての、各フレームの外形寸法 [中略] 等、別紙図面1及び2に数字を赤色及び青色で示した寸法やこれらの寸法に基づき図示された形状部分は、クラウンフレームとベッドフレームの基本的構造に関するものであり、そうした基本的構造の寸法は、それだけでも、原告設計担当者らの機械工学上の技術思想を表現した面を有し、その表現内容（寸法及びその寸法に基づき図示された形状）には創作性があると認められる。そして、被告設計担当者のBは、被告上部ベッド図は原告クラウンフレーム図の、被告下部ベッド図は原告ベッドフレーム図の右基本的構造に関する表現（寸法及びその寸法に基づき図示された形状）をそのまま引用したものであり、同種の技術を用いて同種の機械を製作しようとするればその設計図の表現は自ずから類似せざるをえないという事情によって説明しうる範囲を超えているから、被告上部ベッド図は原告クラウンフレーム図を、被告下部ベッド図は原告ベッドフレーム図を、それぞれ右指摘部分につき部分的に複製したものであり、原告が各設計図の右指摘部分について有する複製権を侵害する。

3. したがって、請求の趣旨第一項の請求は、別紙図面1及び2に数字を赤色及び青色で示した寸法及びその寸法に基づき図示された形状部分の複製禁止を求める限度で理由があるが、その余の部分は理由がなく、請求の趣旨第三項の請求は、右侵害行為によって作成され、被告が所持する、被告上部ベッド図及び被告下部ベッド図の廃棄を求める限度で理由があるが、その

余の部分は理由がない。

4. 原告矯正機の如き実用の機械は、建築の著作物とは異なり、それ自体は著作物としての保護を受けるものではない（それと同一性のある機械を製作しても複製にはならない）から、原告の右主張（機械の廃棄）は採用できない。

5. 原告クラウンフレーム図及び原告ベッドフレーム図の別紙図面1及び2に数字を赤色及び青色で示した寸法及びその寸法に基づき図示された形状部分の複製につき通常受けるべき金銭の額は、原告矯正機の販売価格は一台当たり一億円を超えること、右寸法、形状は、それを知らなければ当業者が独自に丸棒矯正機を製作することが困難であるというほどのものではなく、したがって、独自に設計した場合に必要な設計期間をある程度短縮するという利益を与えるにすぎないと考えられること等を総合考慮すると、100万円と認めるのが相当である。

この判決に対しては、「機械の寸法が著作物性を基礎付けるものではない以上、元の機械の寸法の同一性は（依拠を推認する証拠とはなりえても）類似性を肯定すべき要素とはなりえないはずである。あくまでも、図面での表現の仕方の共通性が問われなければならない。もちろん、表現しようとする機械の寸法や形状が同一である場合には、当然図面の表記も同様のものにならざるをえないのだから、その故をもって類似性を肯定することはできない。侵害を認めた判旨は疑問である。」（田村前掲94頁）との批判がある。

④ 建築設計図事件・建築の著作物性否定
（福島地決平成3年4月9日、平成2年（ヨ）第105号）
設計図に従って建物を建築することが「複製」となるのは、「建築の著作物」（同法10条1項5号）についてである。

すなわち「建築の著作物」とは（現に存在する建築物又は）設計図に表現されている観念的な建物自体というのであり、そしてそれは単に建築物であるばかりでなく、いわゆる建築芸術と見られるものでなければならない。

債権者は、本件設計図が図面の著作物（6号）に該当することから、直ちに本件建物の建築行為が、「複製」

権の侵害となるものとするものであるが、上述來說示のように、本件設計図に表現されている観念的な建物が「建築の著作物」に該当しないかぎり本件建物の建築行為は「複製」権の侵害とはならない。

そこで、本件設計図に表現されている観念的な建物は「建築の著作物」に該当するか否かを検討するにここで「建築芸術」と言えるか否かを判断するにあたっては、使い勝手のよさ等の実用性、機能性などではなく、もっぱら、その文化的精神性の表現としての建物の外観を中心に検討すべきところ、前掲疎乙第二号証、同第四号証の一、二、甲第四号証によれば、右観念的な建物は一般人をして、設計者の文化的精神性を感得せしめるような芸術性を備えたものとは認められず、いまだ一般住宅の域を出ず、建築芸術に高められているものとは評価できない。

そうすると、本件設計図に表現されている観念的な建物が「建築の著作物」に該当しないので、本件債務者らの建築行為は「複製」権の侵害とはならない。

建築の著作物においては、建築に関する図面に従って建築物を完成させることが「複製」行為に含まれる。したがって、建築の著作物に限っては、設計図に従って建築物を完成させることが「建築の著作物」の複製行為となる。

しかし、上記判決は、建物が芸術性を備えたものであることを要件としている（「注文住宅事件」（大坂高判平成16年9月29日も同旨）。この要件を備えない限り、建築物の設計図は10条1項6号の「図面」にすぎず、建築物を完成させる行為には著作権の効力が及ばないことになる。

3. 事案対応の着眼点

(1) 著作物性判断以前の留意点

相談者が何を望んでいるかを把握することが必要である。

① 相手方の商品の製造販売の差止め

相手方商品の製造販売の差し止めに求める根拠として、「設計図の著作権」を利用することは不可能であることを説明することが必要である。たとえ当該設計図が著作物性を有するとしても、その効力は設計図の

複製に止まるからである。

このような事案の多くは、設計図をコピーされた結果として模倣品が流通している場合であろう。著作権ではなく不正競争防止法2条1項3号(商品形態模倣)、あるいは不正競争防止法2条1項4号～9号(営業秘密)の該当性を検討することが必要である。また、将来へのアドバイスとして、秘密保持契約の重要性を説明するとよい。

② 相手方の商品製造用の金型の使用の差止め

基本的には上記①と同様である。ただし不正競争防止法2条1項3号の適用に当たっては、金型は市場に流通するものではないので同号にいう「商品」に該当するか否かに疑問があること、また同号は「使用行為」を規制対象としていないことから、文言上は「使用の差止め」は含まれないことなどの問題点がある。

③ 設計図の複製の差止め

設計図の複製すなわち「コピー」の差止めは、設計図の著作物性が肯定されれば可能である。実務上、設計図の著作物性を判断する必要性が生ずるのは、依頼者が「設計図の複製の差止め」を希望する場合に限られよう。

(2) 著作物性判断の留意点

上記判決例から明らかなように、著作物性が認められる要件は「表現自体」に創作性があることが必要である。設計図に表現された機械の構造や物品の形態に創作性があるとしても、その点は「設計図の著作物」の創作性を判断するポイントとしては評価することはできない。要は「誰が書いても同じようになる」といえない表現の有無を検討することである。

(3) 侵害成否判断の留意点

著作物性が認められる所以は「表現自体の創作性」であるから、複製に該当するか否かの判断においても「創作性のある表現」が共通しているか否かを判断することとなる。上掲「丸棒矯正機事件」のように、数値の共通性を含めて評価した事案もあるが、この判決に対しては上記のような反対論もある。

実務上「丸棒矯正機事件」を重視することは避ける必要があると思われる。

(原稿受領 2005.11.30)